

2013年（平成25年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

職員の給与の支給及び被服等の貸与事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2013年（平成25年）9月2日付けで諮問（第594号）された職員の給与の支給及び被服等の貸与事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成24年3月の地方税法改正により、当該年の前々年に提出すべき国税の法定調書の提出枚数が1,000枚以上の事業所等については、平成26年1月1日以降、地方税における給与支払報告書をeLTAX（地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム）での送信又は電子媒体で提出することが義務付けられた。

藤沢市の行政運営に従事する職員の雇用主たる藤沢市においては、これまで職員個人の給与支払報告書の提出を電子媒体（フロッピーディスク）と紙ベースを併用することで行ってきた。今般、前述の法改正により、紙ベースでの提出が認められなくなったため、eLTAXを利用した提出に一本化するものである。またeLTAXにおいては、これまで本市において紙ベースで提出していた給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出（前述の給与支払報告書と合わせ「給与支払報告書等」とする）についても、データ送信によって各市区町村へ提出が可能となっている。eLTAXを利用した給与支払報告書等のデータ送信については、本市に設置されたクライアント操作端末から、インターネットを経由しeLTAXへ接続されることにより行われるが、送信さ

れる給与支払報告書等のデータには本市職員の個人情報が含まれるため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 提出方式として「eLTAXでの送信」を選んだ理由

今回の地方税法改正においては、給与支払報告書の提出をeLTAXでの送信又は電子媒体による提出のみとされたが、そのうちeLTAXでの送信を選んだ理由としては、以下のとおりである。

ア 電子媒体（光ディスク等）による提出を選んだ場合、提出先となる市区町村ごとに電子媒体を用意・送付する必要があり、経費がかかる上、事務が非常に煩雑となる。反面、eLTAXのシステムを利用した場合、一度の送信で各市区町村へ配信されるため、経費・手間の面で優位である。

イ 電子媒体による提出を選んだ場合、電子媒体を提出先市区町村へ郵送等する必要があり、経路途中での紛失の可能性が皆無ではない。eLTAXのシステムを利用した場合、高い安全性と信頼性が確保されているため、情報を紛失・漏洩する可能性が低く優位である。

(3) コンピュータ処理の必要性

以下の理由により、給与支払報告書等の送信に係る業務をコンピュータ処理により行う必要がある。

ア 地方税法改正により雇用主の義務である給与支払報告書の提出については、提出方法が「eLTAXでの送信」又は「電子媒体での提出」に限られることになり、また前項の理由により、「eLTAXでの送信」による提出が優位であると考えられるため、情報のコンピュータ処理は必須である。

イ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出のeLTAXによる提出については、前項の理由に加え、情報伝達の迅速性にも優れており、eLTAXでの送信をするためのコンピュータ処理は必要である。

(4) コンピュータ処理する個人情報

資料（１）「給与支払報告書（総務省通達形式 CSV）」及び資料（２）「給与所得者異動届出書 CSV ファイルレイアウト」

(5) コンピュータ処理の内容

ア 給与支払報告書等に関して提出しなければならない情報を、eLTAXを運営する一般社団法人地方税電子化協議会が指定する CSV ファイルにする。

イ 特定のクライアント操作端末を使用し、当該端末にインストールされた前記一般社団法人地方税電子化協議会が提供するシステム利用者用ソフトウェア（通称 eLTAX PCdesk）を通じて、作成した CSV ファイルの内容をインターネット経由で eLTAX へ送信する。

(6) 安全対策

ア 全体における対策

eLTAXによる送信においては、税情報が納税者個人の秘匿すべき重要な情報であることを踏まえ、セキュリティが確保された信頼性のあるシステムを利用する。

本市から送信されたデータは、インターネットを經由し登録委託先事業者が運営するインターネットデータサービスセンター内に設置されたサーバへ接続され、さらに提出先市区町村へも LGWAN（地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク）を經由し配信されるため、高度なセキュリティが維持されている。

イ 本市内部のコンピュータ作業における対策

送信に使用する端末は、セキュリティが確保された場所に設置された特定のクライアント操作端末に限定する。この操作端末を利用する際は、事前に IT 推進課長の許可を得るものとする。

電子申告・申請の際には、ログインのための利用者 ID 及び暗証番号の入力が必要となっている。また申告データ等を eLTAX へ送信する際には、電子証明書によって電子署名を行うことになっており、これらによって不正アクセスやデータの改ざん、なりすましによる第三者からの不正なデータの送信などを防止する。

(7) 実施年月日 2013 年 11 月 25 日

(8) 提出資料

- ア 資料（１） 「給与支払報告書（総務省通達形式 CSV）」
- イ 資料（２） 「給与所得者異動届出書 CSV ファイルレイアウト」
- ウ 資料（３） システムの機器構成図
- エ 資料（４） 業務フロー図
- オ 資料（５） 財務省 地方税法等の改正
- カ 資料（６） 地方税法改正 新旧対照条文
- キ 資料（７） 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

ア 地方税法改正により雇用主の義務である給与支払報告書の提出については、提出方法が「eLTAX での送信」又は「電子媒体での提出」に限られることになったが、「電子媒体での提出」を選んだ場合、経費が余計にかかるうえ、事務が非常に煩雑になる。また、電子媒体を提出先市区町村へ郵送等する必要がある、経路途中での紛失の可能性が皆無ではない。これらの理由から「eLTAX での送信」による提出が優位であると考えられるため、情報のコンピュータ処理は必須である。

イ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出の eLTAX による提出については、情報伝達の迅速性にも優れており、eLTAX での送信をするためのコンピュータ処理は必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策について次のように述べている。

ア 全体における対策

eLTAX による送信においては、税情報が納税者個人の秘匿すべき重要な情報であることを踏まえ、セキュリティが確保された信頼性のあるシステムを利用する。

本市から送信されたデータは、インターネットを經由し登録委託先事業者が運営するインターネットデータサービスセンター内に設置されたサーバへ接続され、さらに提出先市区町村へも LGWAN（地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク）を經由し配信されるため、高度なセキュリティが維持されている。

イ 本市内部のコンピュータ作業における対策

送信に使用する端末は、セキュリティが確保された場所に設置された特定のクライアント操作端末に限定する。この操作端末を利用する際は、事前に IT 推進課長の許可を得るものとする。

電子申告・申請の際には、ログインのための利用者 ID 及び暗証番号の入力が必要となっている。また申告データ等を eLTAX へ送信する際には、電子証明書によって電子署名を行うことになっており、これらによって不正アクセスやデータの改ざん、なりすましによる第三者からの不正なデータの送信などを防止する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上